

令和5年11月1日より要綱が改正されました。

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱

- ・ 川崎市狭あい道路拡幅整備要綱（P 1～13）
- ・ 「狭あい道路拡幅整備要綱」のよくある質問 Q&A【公道用】
- ・ 「狭あい道路拡幅整備要綱」のよくある質問 Q&A【私道用】
(後退用地の境界及び舗装整備に係る承諾書（私道用）【記入例】)
- ・ 「狭あい道路拡幅整備要綱」・申請パターン別に必要な「様式と部数」

川 崎 市

担 当：まちづくり局 指導部 建築審査課
TEL：044-200-3016

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築主等の理解と協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定め、地域の生活環境の改善と、安全で住み良い防災まちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭 あ い 道 路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道又はこれに準ずる道をいう。
- (2) 建 築 主 等 狭あい道路に接する敷地に建築物を建築又は工作物を築造しようとする土地所有者等をいう。
- (3) 土 地 所 有 者 等 狭あい道路に接する建築物若しくは工作物の土地の所有者又は建築物若しくは工作物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権を有する者をいう。
- (4) 後 退 線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線又は法第42条第2項の規定による道路に準じた道の境界線とみなされる線をいう。
- (5) 後 退 用 地 狭あい道路と後退線にはさまれた土地をいう。
- (6) 隅 切 用 地 後退線と他の後退線又は道路（法第42条第1項各号に規定する道路）の境界線が内角120度以内で交差する隅角部で、原則として、2mの底辺を有する二等辺三角形の土地をいう。
- (7) 後 退 用 地 等 後退用地及び隅切用地をいう。
- (8) 整 備 支 障 物 件 後退用地に存する生け垣、門、塀、擁壁等の物件をいう。

(対象となる道路)

第3条 この要綱により拡幅整備の対象となる狭あい道路は、原則として、境界が確定している狭あい道路とする。

(事前協議)

第4条 建築主等は、前条に規定する道路に接する敷地に、建築物の建築又は工作物の築造等を行う場合は、原則として、確認申請書を提出する前に、公道を含む狭あい道路の場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道用）（第1号様式）に、公道を含まない狭あい道路の場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）（第2号様式）に、各様式

ごとに定める図書を添えて市長に提出し、後退用地等の整備等について、協議するものとする。

2 前項に規定する協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 公道を含む狭あい道路の場合は、後退用地等の整備及び維持管理並びに整備支障物件除却費の助成

(2) 公道を含まない狭あい道路の場合は、後退用地等の整備及び維持管理

3 公道を含む狭あい道路の場合、建築主等による第1項に規定する協議完了後、後退用地を市に寄附する場合は、土地所有者が後退用地寄附申出書(公道用)(第3号様式)を、様式で定める図書を添えて、市長に提出するものとする。

4 公道を含む狭あい道路の場合、建築主等による第1項に規定する協議完了後、後退用地等の舗装を市で行う場合は、建築主等が舗装整備申出書(公道用)(第4号様式)を、様式で定める図書を添えて、市長に提出するものとする。

5 公道を含まない狭あい道路の場合、建築主等は、第1項に規定する協議完了後、後退用地等の舗装を市で行う場合は、舗装整備申出書(私道用)(第5号様式)に後退用地等の境界及び舗装整備に係る承諾書(私道用)(第6号様式)を添えて、市長に提出するものとする。

(後退線及び中心線等の位置)

第5条 市長は、前条第1項に規定する協議完了後、公道を含む狭あい道路の場合は、後退線及び隅切用地の位置を明示する後退杭等を、公道を含まない狭あい道路の場合は、後退線、隅切用地及び中心線の位置を明示する後退杭及び中心杭等を支給するものとする。ただし、隅切用地の位置を明示する後退杭等の支給は、当該用地の舗装を市で行う場合に限る。

2 建築主等は、前項の規定により支給された後退杭等又は後退杭及び中心杭等を所定の位置に設置した場合においては、その位置について市長の確認を受けなければならない。

(後退用地等の整備)

第6条 市長は、第4条第4項及び第5項の申出書が提出された場合には、申出書の内容を審査し、支障が無いと認められるものについては、後退用地等の舗装等の整備(以下「後退用地等の整備」という。)を行うものとする。

2 建築主等は、市長が行う後退用地等の整備前に、舗装可能な状態にしておかなければならない。

3 市長は、後退用地等の整備が完了した時は、後退用地内に後退表示板を設置するものとする。

(後退用地等の維持管理)

第7条 第4条第2項に規定する後退用地等の維持管理は、原則として、次に定めるところ

ろによる。

(1) 舗装整備申出書（公道用）又は舗装整備申出書（私道用）に基づき市長が整備した後退用地等の維持管理は、建築主等が行うものとする。

(2) 前号において、後退用地寄附申出書（公道用）に基づいて後退用地が土地所有者から市に寄附される場合における後退用地の維持管理については、建築主等及び土地所有者が行うものとする。この場合の維持管理は、市長が申出書の内容を審査し、支障が無いと認め寄附を受けた後退用地の市管理道路への編入までとする。

（登記等の手続き）

第8条 市長は、第4条第3項に規定する後退用地寄附申出書（公道用）に基づいて後退用地が土地所有者から市に寄附される場合は、その用地の範囲を確定するための測量及び登記手続きを行うものとする。

（整備支障物件除却費の助成）

第9条 市長は、第4条第3項に規定する後退用地寄附申出書（公道用）に基づいて後退用地が市に寄附される場合は、後退用地の整備を行ううえで支障となる整備支障物件の除却等に対して、その費用の一部を助成するものとする。

2 前項に規定する助成の対象及び助成額等に関し必要な事項は、別に市長が定める。

（非課税措置）

第10条 市長は、第6条第1項の規定により後退用地等の整備を行った場合においては、土地所有者の申請による後退用地等に係る固定資産税・都市計画税非課税申告書（公道・私道共用）（第7号様式）により、当該用地に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とする。ただし、公道を含まない狭あい道路の場合で、狭あい道路が非課税の扱いとなっていない場合は、適用しない。

（原状回復）

第11条 市長は、建築主等が第7条に規定する後退用地等の維持管理において故意又は重大な過失により舗装部分を破損した場合においては、建築主等に対して原状回復を求めるものとする。

（適用の除外）

第12条 この要綱は、次のいずれかに該当する事業を行う者に対しては、適用しない。

(1) 国、公共団体、公社、独立行政法人等の公的団体が行う事業

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発行為の許可を伴う事業

(3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業。ただし、昭和63年9月30日以前に行われた土地区画整理事業区域内に存する狭あい道路にあっては、この限りでない。

(4) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴う事業。ただし、昭和

63年9月30日以前に道路の位置の指定を受けたものにあつては、道路の位置の指定部分を除きこの限りでない。

- (5) 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）の適用を受ける事業。ただし、第4条第1項、同条第3項及び第5条の規定にあつては、この限りではない。
- (6) 原則として、法人申請で行われる事業。ただし、第4条第1項、同条第3項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。
- (7) 原則として、狭あい道路が未舗装である場合。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。
- (8) 原則として、後退用地の幅員又は延長が狭小である場合。ただし、第4条第1項、同条第3項、第5条及び第8条の規定にあつては、この限りでない。
- (9) 公道を含まない狭あい道路の場合は、原則として、既存境界杭等によって中心線が確定できない場合。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。
- (10) 現場の状況等により、市長が判断した場合。ただし、第4条第1項及び第5条の規定にあつては、この限りでない。

（準 用）

第13条 この要綱は、次に掲げるものに準用する。

- (1) 公道を含む狭あい道路の場合は、平成11年11月30日以前に、公道を含まない狭あい道路の場合は、平成18年3月1日以前に行われた建築行為に伴い後退した後退用地
- (2) 狭あい道路に接する土地所有者等が自主的に後退することにより生じる後退用地
- (3) 狭あい道路に接する土地所有者が寄附する場合の後退用地

（委 任）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成11年12月1日から施行する。
（寄附をしない場合でも市長が後退用地の整備を行うようにした。）

（経過措置）

- 2 この要綱は、平成11年12月1日以降、協議申出書の提出があったものから適用し、

同日前に協議申出書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

(公道を含まない場合でも市長が後退用地の整備を行うことができるようにした。)

(経過措置)

2 この要綱は、公道を含む狭あい道路の場合は、平成11年12月1日以降、公道を含まない狭あい道路の場合は、平成18年3月1日以降、第4条第1項に規定する協議申出書の提出があったものから適用し、同日前に協議申出書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(組織改編による変更をした。)

(経過措置)

2 この要綱は、平成19年6月1日以降、協議申出書の提出があったものから適用し、同日前に協議申出書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(組織改編による変更をした。)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(所要整備による様式の変更をした。)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(市長が隅切用地の整備を行うようにした。また、法人申請で行われる事業等の場合でも、後退用地を市に寄附することをできるようにした。)

(経過措置)

2 この要綱は、平成31年4月1日以降、協議申出書の提出があったものから適用し、同日前に協議申出書の提出があったものについては、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(所要整備による様式の変更をした。)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(所要整備による様式の変更をした。)

狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条第1項の規定に基づき、後退用地等の整備等について次のとおり協議します。

申請場所・地名地番	川崎市 区	
申請場所・住居表示	川崎市 区	
申請者（建築主等）	住所	
	<small>ふりがな</small> 氏名	
	電話	()
土地所有者等	住所	
	<small>ふりがな</small> 氏名	
	電話	()
代 理 者	住所	
	<small>ふりがな</small> 氏名	
	電話	()

後退用地等の舗装 （いずれかを明示）	<input type="checkbox"/> 市による舗装整備（無料）を希望します。* （ 隅切用地 <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 ） <input type="checkbox"/> 自費による整備を行います。（適用除外第 号・自主整備） <input type="checkbox"/> 舗装済み。
後退用地の寄附 （いずれかを明示）	<input type="checkbox"/> 寄附を申出します。 <input type="checkbox"/> 寄附を申出しません。
整備支障物件	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
後退用地の高低差	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (m)
建築工事着手及び完了予定	年 月 日 ～ 年 月 日

※ 確認受付	年 月 日	確認受付番号	※ 後退杭等支給
※ 建築審査課受付	※ 舗装整備 申出書提出	※ 寄附申出書 提出	※ 助成金交付 申請書提出
受			年 月 日
付			後退杭： 本 後退鋳： 本
	年 月 日	年 月 日	※ 建築審査課支給
			年 月 日

- 注1 *市による舗装整備（無料）を希望する場合、第4号様式（舗装整備申出書）も同時に提出してください。
- 2 添付図書（1）案内図、（2）配置図（後退寸法、後退杭等の設置位置及び市杭等の位置を記入してください。）、（3）道水路台帳の写し、（4）公図の写し（（1）～（4）には、敷地の位置等を記入してください。）
- 3 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 4 提出部数は1部です。（ただし、舗装整備申出書（公道用）（第4号様式）及び後退用地寄附申出書（第3号様式）を提出する場合は、それぞれ狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道用）（第1号様式）の写しを1部追加してください。）

狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条第1項の規定に基づき、後退用地等の整備等について次のとおり協議します。

申請場所・地名地番	川崎市 区	
申請場所・住居表示	川崎市 区	
申請者（建築主等）	住所	
	<small>ふりがな</small> 氏名	
	電話	()
土地所有者等	住所	
	<small>ふりがな</small> 氏名	
	電話	()
代 理 者	住所	
	<small>ふりがな</small> 氏名	
	電話	()

後退用地等の舗装（いずれかを明示）	<input type="checkbox"/> 自主整備します。 <input type="checkbox"/> 第12条（適用除外）第 号に該当します。（自主整備） <input type="checkbox"/> 関係権利者の承諾書等の必要図書を用意し、市による舗装整備（無料）を希望します。（隅切用地 <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有） <input type="checkbox"/> 舗装済み。
整備支障物件	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
後退用地の高低差	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (m)
建築工事着手及び完了予定	年 月 日 ～ 年 月 日

※ 確認受付	年 月 日	確認受付番号	※ 後退杭等支給
※ 受 付	※ 建築審査課受付	※ 舗装整備申出書 及び承諾書提出	年 月 日
			後退杭： 本
			後退鋸： 本
			中心杭： 本
			※ 建築審査課支給
		年 月 日	

- 注1 添付図書 (1)案内図、(2)配置図（後退寸法、後退杭及び中心杭等の設置位置、並びに、既存境界杭等及び側溝等の位置を記入してください。）、(3)道水路台帳の写し、(4)公図の写し（(1)～(4)には敷地の位置等を記入してください。）
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 3 提出部数は、1部です。（ただし、舗装整備申出書（私道用）（第5号様式）を提出する場合は、狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）（第2号様式）の写しを1部追加してください。）

後退用地寄附申出書（公道用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

土地所有者 住所 _____
ふりがな
氏名 _____ 印
電話 _____

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条第3項の規定に基づき、次の後退用地を寄附しますので申出します。

1 後退用地の所在

川崎市 区

2 後退用地面積

平方メートル

当該後退用地を川崎市又は私が事前に舗装整備することを承諾し、次の事項を誓約します。

なお、後退杭等の位置は狭あい道路中心からの後退位置であり、必ずしも公道の中心線によるものではないことを承知しています。

————— 誓約事項 —————

- 1 後退用地について、市管理道路への編入がされるまでは、上記狭あい道路の中心線から2.0m後退した線から突出して、建築物を建築、擁壁等の工作物を築造、又は柵等の設備を設置したりその他道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- 2 川崎市又は私が舗装整備した後退用地部分について市管理道路への編入までの間は、私及び建築主等の責任において維持管理すること。
- 3 敷地又は建築物等の所有権等を移転する場合には、誓約事項の内容を継承すること。

- 注1 添付図書 (1)案内図、(2)配置図、(3)後退用地部分の求積図、(4)公図の写し、(5)土地登記事項証明書（後退用地に抵当権が設定されている場合は、原則として、抹消する必要があります。）、(6)印鑑登録証明書（法人の場合は資格証明書が必要です。）
- 2 押印は、実印を使用してください。
 - 3 提出部数は、4部です。（うち3部は、コピーで構いません。）
 - 4 諸条件に適合しない場合は、寄附できない場合があります。
 - 5 第12条（適用除外）に該当する場合は、川崎市で後退用地の整備を行うことはできませんので、必ず自主整備を行ってください。
 - 6 後退用地寄附申出書は、（公道用）のみで（私道用）はありません。
 - 7 狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道用）（第1号様式）の写し1部をあわせて提出してください。

舗装整備申出書（公道用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

建 築 主 等

住所

ふりがな

氏名

電話

土地所有者等

住所

ふりがな

氏名

電話

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条第4項の規定に基づき、当該後退用地等について川崎市が舗装整備することを承諾し、次の事項を誓約します。

なお、後退杭等の位置は狭あい道路中心からの後退位置であり、必ずしも公道の中心線によるものではないことを承知しています。

————— 誓約事項 —————

- 1 後退用地について、私が権利を有する土地であっても、上記狭あい道路の中心線から2.0m後退した線から突出して、建築物を建築、又は擁壁等の工作物を築造したりその他道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- 2 川崎市が舗装整備した隅切用地について、建築物を建築、又は擁壁等の工作物を築造したりその他道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- 3 川崎市が舗装整備した後退用地等部分については、私の責任において維持管理すること。
- 4 敷地又は建築物等の所有権等を移転する場合には、誓約事項の内容を継承すること。

注1 提出部数は、1部です。

2 第12条（適用除外）に該当する場合は、川崎市で後退用地等の整備を行うことはできません。

3 狭あい道路拡幅整備協議申出書（公道用）（第1号様式）の写し1部をあわせて提出してください。

舗装整備申出書（私道用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

建 築 主 等

住所

ふりがな

氏名

電話

土地所有者等

住所

ふりがな

氏名

電話

川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第4条第5項の規定に基づき、当該後退用地等について川崎市が舗装整備することを承諾し、次の事項を誓約します。

なお、私道であるため、法42条第2項の規定による道路の位置を確定するための、中心杭及び後退杭等の位置は関係権利者全員で確認の上で決定し、私の責任において現地に設置したものです。

————— 誓約事項 —————

- 1 後退用地について、私が権利を有する土地であっても、上記狭あい道路の中心線から2.0m後退した線から突出して、建築物を建築、又は擁壁等の工作物を築造したりその他道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- 2 川崎市が舗装整備した隅切用地について、建築物を建築、又は擁壁等の工作物を築造したりその他道路の機能を損なわせるような行為を行わないこと。
- 3 川崎市が舗装整備した後退用地等部分については、私の責任において維持管理すること。
- 4 敷地又は建築物等の所有権等を移転する場合には、誓約事項の内容を継承すること。

注1 添付図書 後退用地等の境界及び舗装整備に係る承諾書（第6号様式）

2 提出部数は、1部です。

3 第12条（適用除外）に該当する場合は、川崎市で後退用地等の整備を行うことはできません。

4 狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）（第2号様式）の写し1部をあわせて提出してください。

後退用地等の境界及び舗装整備に係る承諾書（私道用）

（申請場所・建築主等氏名）

申請に係る狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）

（第2号様式）の添付図書で定める配置図に記載されているとおり、法第42条第2項に規定する道路の境界（中心線及び後退線）及び申請者が申請した後退用地等の舗装等の整備については、異議ありません。

また、申請場所の舗装等の整備に伴って生じる、隣接地への擦り付け舗装等を行うことに異議ありません。

なお、舗装整備完了後、建築主等が設置した中心杭及び後退杭等の維持保全に努めていきます。

年 月 日

ア	イ	ウ	エ
舗装する後退用地等に関する権利の対象となる物件	アの欄の土地、建築物の所在地	権利の種別	権利者の住所・氏名
備 考			

- 注1 添付図書 狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）（第2号様式）の添付図書で定める配置図（中心杭及び後退杭等から既存境界杭等及び側溝等までの距離を記入してください。）
- 2 承諾書が必要な関係権利者の範囲は、申請する後退用地及びその後退線から反対側までの幅員4mの道路敷、並びに、その隣接地の土地及び建物の所有者等です。また、隅切用地の舗装整備をする場合には、当該用地及びその隣接地の土地及び建物の所有者等も含まれます。
- 3 アの欄には、土地又は建築物の別を記入して下さい。
- 4 イの欄には、公図に記載されている地番を記入して下さい。
- 5 ウの欄には、権利の種別（所有権、賃借権等）を記入して下さい。
- 6 エの欄の権利者の氏名の記載は、必ず自署で行って下さい。
- 7 本承諾書は、複数人で利用しても、1名で利用してもどちらでも構いません。
- 8 提出部数は、1部です。

後退用地等に係る固定資産税・都市計画税非課税申告書（公道・私道共用）

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

土地所有者 住所 _____
ふりがな
 氏名 _____
 電話 _____

次の土地について、川崎市狭あい道路拡幅整備要綱第6条第1項の規定による後退用地等の整備後、固定資産税及び都市計画税について地方税法第348条第2項第5号及び同法第702条の2第2項の規定に基づく非課税の扱いを受けたいので申告します。

土地の所在		地目	地積 (平方メートル)	左のうち後退用地等の地積(平方メートル)	備考
町名	地番				
合 計					

- 注1 各筆ごとに後退用地等部分の地積を記入し、その地積が確認できる図面を添付してください。
 2 提出部数は、1部です。
 3 この様式は、第6条第1項の規定により、川崎市が後退用地等の整備を行った場合のみ提出するものです。（ただし、公道を含まない狭あい道路の場合で、狭あい道路が非課税の扱いとなっていない場合は、各市税事務所の資産税課で直接協議を行ってください。）
 4 川崎市が後退用地等の整備を行わない場合は、各市税事務所の資産税課で直接協議を行ってください。

◎「狭あい道路拡幅整備要綱」のよくある質問 Q&A

Q1：要綱の第1～7号様式の中で、申請ケースごとに必要な様式を教えてください。

A1：市による舗装整備の有無別、寄附の有無別によって提出する様式が異なってきますので、よく確認をして下さい。

(※現道が私道の場合は「よくある質問Q&A **私道用**」をご覧ください。)

- 「市舗装有・寄附有の場合」：1号様式・3号様式（・7号様式(*)）
- 「市舗装有・寄附無の場合」：1号様式・4号様式（・7号様式(*)）
- 「市舗装無・寄附有の場合」：1号様式・3号様式
- 「市舗装無・寄附無の場合」：1号様式のみ

(*)7号様式は舗装工事完了後に市委託業者が書類を貰いに行くため、申請時は不要です。

Q2：市で舗装出来ない場合、非課税申告書（第7号様式）の提出は出来ないのですか？

A2：本要綱の第7号様式による非課税申告書は市で舗装を行った場合のみを対象としています。

なお、市で舗装を行わない場合は、各市税事務所の資産税課で直接協議を行ってもらうこととなります。

また、提出書類等についても、資産税課にお問い合わせ下さい。

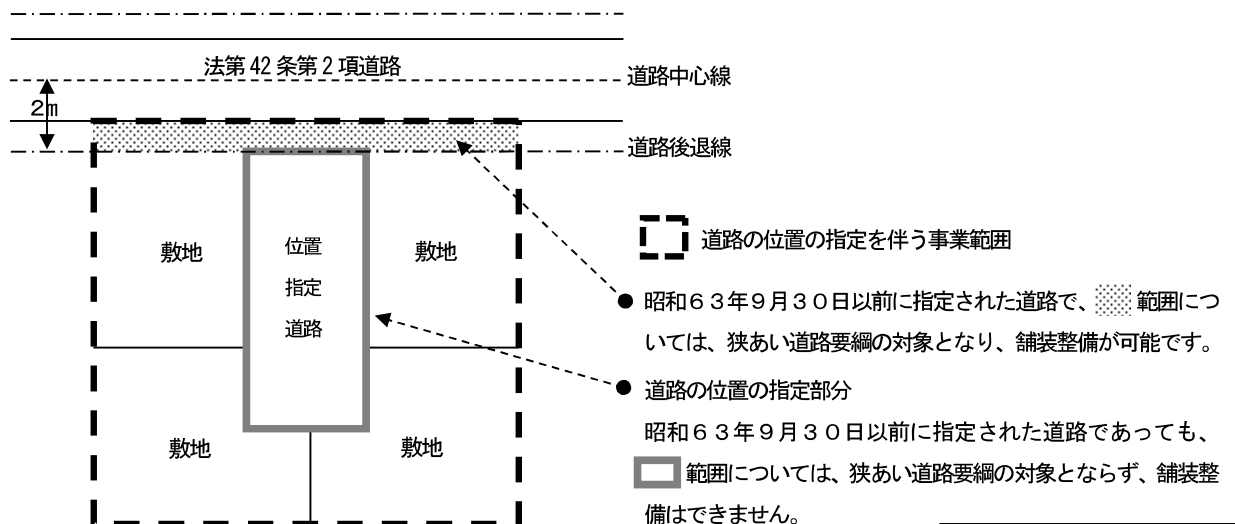
Q3：市で後退用地の舗装が出来ない場合もあるのですか？

A3：要綱第12条（適用除外）に該当する場合、市で舗装することは出来ませんので、御理解をお願いいたします。なお、主な内容は以下のことが挙げられます。

- ①公道部分が未舗装の場合
- ②法人申請、総合調整条例適用事業などに該当する場合
- ③舗装幅や舗装延長が狭小の場合（※Q4、Q5参照）
- ④現場の状況（排水、勾配、境界等）等により、市で舗装出来ないと判断した場合

Q3-1：要綱第12条（4）はどういう意味ですか？

A3-1：建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴う事業範囲内については、要綱の適用除外となり、市で後退用地の舗装等はできません。しかし昭和63年9月30日以前に指定を受けたものにあつては、事業範囲のうち一部が対象になります。（下図参照）



裏面へ続く

Q4：「舗装幅が狭小」の基準は何cmですか？また、その理由は何ですか？

A4：舗装することが出来る幅が「20cm未満」の場合は、工事が困難であるため、原則として市で舗装は行っていません。困難である理由としては、以下のことが挙げられます。

- ①物理的な制約があり、人力工事で十分な転圧が出来ないため、強度の担保が出来ない。
- ②外構を機械で傷つけてしまう可能性がある。
- ③外構をアスファルト乳剤・合材等で汚してしまう可能性がある。

従って、舗装幅20cm未満の場合は、外構工事の時等にモルタル等で舗装していただくようお願いいたします。

※但し、寄附をする場合は、道路管理者と舗装構成等について協議を行って下さい。

Q5：「舗装延長が狭小」の基準は何mですか？また、その理由は何ですか？

A5：いわゆる旗竿敷地において、その箇所のみで舗装を行った場合には、舗装が破損し易いため、延長4m未満の場合は、原則として市では舗装は行っていません。

但し、隣接地と一体的な舗装が可能な場合に新たな申請があれば、工事を行うことは可能です。

Q6：後退杭等は現場にいつ設置すればよいのですか？また、設置後、市で確認するのですか？

A6：市で支給した後退杭等は、原則として建築確認申請を行う前までに現場に設置して下さい。設置後に市で現場の確認を行います。

Q7：舗装工事はいつ頃行ってくれるのですか？

A7：舗装工事は、原則として建築主の外構工事の完了後に行うこととなります。

なお、舗装時期等の調整については、本市で委託した業者が必要に応じて数回現場の確認をさせていただきますので、御協力をお願いします。

(※また、市の工事請負業者の契約期間等の都合上、3月上旬から5月上旬の間の工事は出来ませんので、御理解をお願いします。)

Q8：寄附をする場合の利点は何ですか？

A8：寄附した場合、以下の様な利点があります。

- ①後退用地の維持管理を市で行うことになる。
(※私有財産のままの場合は、土地所有者等が維持管理を行うこととなります。)
- ②私有財産のままの場合は、相続税が課税となる可能性がある。
(※ケースバイケースのため、所管の税務署(国税庁)にお問い合わせ下さい。)

Q9：寄附申請を提出してから、どれ位で寄附となりますか？

A9：寄附についての審査は、道路管理者が行いますが、一般的には1年以上後になっています。

Q10：寄附申請を提出しても寄附に至らない場合もあるのですか？

A10：審査結果によっては、寄附が出来ない場合があります。

寄附が出来ない主な具体例は、以下の事項です。

- ①寄附予定地(後退用地)に抵当権がある。(※土地所有者が抹消する必要があります。)
- ②寄附予定地のセットバックが道路中心から2.00m未満である。
(※例えば、1.98mでは寄附出来ません。)
- ③寄附予定地に支障物件(汚水桝、水道バルブ、隣地境の塀の一部等)がある。

※建築審査課で舗装出来ない場合(Q3を参照)は自費で工事を行って下さい。

※その他、詳細事項は道路管理者(各区の道路公園センター等)にお問い合わせ下さい。

Q11：寄附をする場合は、申請前に寄附予定地の分筆をしなければならないのですか？

A 1 1 : 寄附をする場合、最終的には必ず分筆されるために、事前に申請者によって分筆しておく方が望ましいのですが、分筆されていない場合には、後ほど市で分筆を行うことも可能です。

Q 1 2 : 寄附しない場合でも、分筆しなければならないのですか？

A 1 2 : 後退位置をより明確にするために分筆することは望ましいことだと思いますが、必ずしも分筆しなければならないというものではありません。

なお、寄附をしない場合、市で分筆を行うことは出来ません。

Q 1 3 : 本要綱の協議窓口は何処ですか？

A 1 3 : まちづくり局 建築審査課で協議を行うこととなります。

Q 1 4 : 後退用地と併せて隅切用地を市に寄附することは可能ですか？

A 1 4 : 隅切用地の寄附を要望する場合は、現場に応じた個別判断になりますので、各区道路公園センターへご相談ください。尚、隅切用地を市に寄附した場合、今後当該隅切用地は敷地面積に算入することが出来なくなってしまうのでご了承ください。

Q 1 5 : 法人申請で寄附希望です。舗装整備や分筆などの手続きは必要ですか？

A 1 5 : 個人申請と異なり、法人申請の場合は後退用地の測量、分筆登記、舗装整備等が必要となります。詳細は別紙『後退用地寄附をご希望される皆様へ』をご覧ください。

◎「狭あい道路拡幅整備要綱」のよくある質問 Q&A**Q1：「私道舗装助成制度」とはどこが違うのですか？**

A1：「本要綱」は、境界が確定している2項道路で現道が舗装されている場合に、後退用地を1宅地分のみ、全額市負担で舗装整備をする事業です。

一方、「私道舗装助成制度」は、現道が未舗装の場合に、道路全体を皆さんが舗装工事をする場合に、市が助成金（工事内容によって、市積算単価の90～70%）を支給する制度です。
なお、「私道舗装助成制度」の詳細については各区の道路公園センターにお問い合わせ下さい。

Q2：要綱の第1～7号様式の中で、申請ケースごとに必要な様式を教えてください。

A2：市による舗装整備の有無によって提出する様式が異なってきますので、よく確認して下さい。

（※現道が私道の場合は、本要綱による寄附の制度はありません。）

（※現道が公道の場合は、「よくある質問Q&A **公道用**」をご覧ください。）

●「市舗装無の場合」：2号様式のみ

●「市舗装有の場合」：2号様式・5号様式・6号様式（・7号様式*）

（*）7号様式は舗装工事完了後に市委託業者が書類をもらいに行くため、申請時は不要です。

また、現道が非課税の扱いとなっていない場合は、本様式の提出は出来ません。

なお詳しくは、各市税務所の資産税課にお問い合わせ下さい。）

Q3：現道が私道の場合、寄付は出来ないのですか？

A3：現道が私道の場合は、本要綱による寄附の制度はありません。私道を寄附する場合は、路線全体を考えていく必要がありますが、様々な条件（幅員、延長、排水、抵当権、等）がありますので、詳しくは道路管理者（各区の道路公園センター等）にお問い合わせ下さい。

Q4：市で舗装出来ない場合、非課税申告書（第7号様式）の提出は出来ないのですか？

A4：本要綱の第7号様式による非課税申告書は市で舗装を行った場合のみを対象としています。

なお、市で舗装を行わない場合は、各市税務所の資産税課で直接協議を行ってもらうこととなります。

また、提出書類等についても、資産税課にお問い合わせ下さい。

Q5：市で後退用地の舗装が出来ない場合もあるのですか？

A5：要綱第12条（適用除外）に該当するなどの場合は、市で舗装することは出来ませんので、御理解をお願いします。なお、主な内容は以下のことが挙げられます。

①現道部分が未舗装の場合

②法人申請、総合調整条例適用事業などに該当する場合

③舗装幅や舗装延長が狭小の場合（※Q6、Q7参照）

④既存境界杭等によって中心線が確定できない場合

⑤関係権利者全員の承諾書（第6号様式）が無い場合（※Q8、Q9参照）

⑥現場の状況（境界、排水、勾配等）等により、市で舗装出来ないと判断した場合

Q6：「舗装幅が狭小」の基準は何cmですか？また、その理由は何ですか？

A6：舗装することが出来る幅が「20cm未満」の場合は、工事が困難であるため、原則として市で舗装は行っていません。困難である理由としては、以下のことが挙げられます。

①物理的な制約があり、人力工事で十分な転圧が出来ないため、強度の担保が出来ない。

②外構を機械で傷つけてしまう可能性がある。

③外構をアスファルト乳剤・合材等で汚してしまう可能性がある。

従って、舗装幅20cm未満の場合は、外構工事の時等にモルタル等で舗装していただくようお願いいたします。

Q7：「舗装延長が狭小」の基準は何mですか？また、その理由は何ですか？

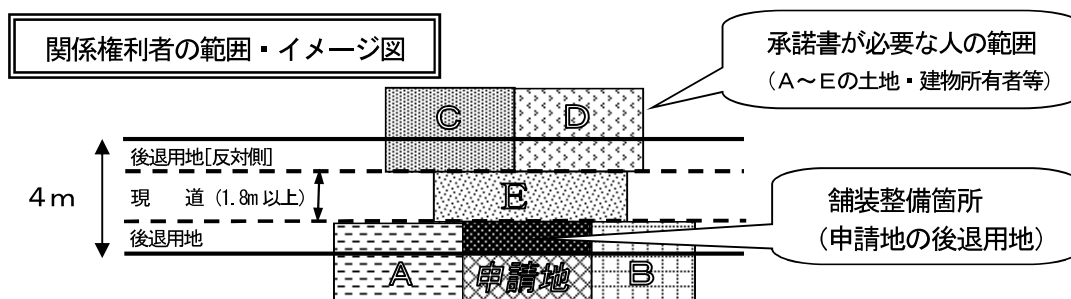
A7：いわゆる旗竿敷地において、その箇所のみで舗装を行った場合には、舗装が破損し易いため、延長4m未満の場合は、原則として市では舗装を行っていません。
但し、隣接地と一体的な舗装が可能な場合に新たな申請があれば、工事を行うことは可能です。

Q8：なぜ、私道で舗装する場合は、関係権利者の承諾書（第6号様式）が必要なのですか？

A8：公道の場合は、市杭等から2項道路の中心及び後退位置を確認出来ますが、私道の場合は、関係権利者の皆さんで2項道路の中心及び後退位置を確認していただく必要があります。本要綱では申請者に中心杭及び後退杭等を支給しますが、これらの位置を皆さんで確認（図面及び現場）していただいていることを市で確認するために、承諾書を添付していただいています。
なお、隣接地に舗装を擦り付ける場合もあるため、その工事の承諾も兼ねています。

Q9：承諾書（第6号様式）が必要な関係権利者の範囲を教えてください。

A9：承諾書の必要な権利者の範囲は、承諾書の注2の欄に「申請する後退用地及びその後退線の反対側までの幅員4mの道路敷、並びに、その隣接地の土地及び建物所有者等」としています。
文書にすると難しくなってしまいますが、イメージ図で表現すると以下のようになります。



承諾書は2項道路の中心及び後退位置を皆さんで認識しあい、今後のトラブルを防ぐために必要な書類ですので、第2号様式の配置図とセットにして、全員の承諾書をもって下さい。
なお、承諾書の記入方法は【別紙】「承諾書（6号様式）の記入例」を参考にして下さい。

Q10：中心・後退杭等は現場にいつ設置すればよいのですか？また、設置後、市で確認するのですか？

A10：市で支給した中心・後退杭等は、原則として建築確認申請を行う前までに現場に設置して下さい。また、関係権利者の皆さんにもその位置を確認してもらって下さい。
なお、市でも現場の確認を行います。

Q11：舗装工事はいつ頃行ってくれるのですか？

A11：舗装工事は、原則として建築主の外構工事の完了後に行うこととなります。
なお、舗装時期等の調整については、本市で委託した業者が必要に応じて数回現場の確認をさせていただきますので、御協力をお願いします。
(※また、市の工事請負業者の契約期間等の都合上、3月上旬から5月上旬の間の工事は出来ませんので、御理解をお願いします。)

Q12：後退用地は分筆しなければならないのですか？

A12：後退位置をより明確にするために分筆することは望ましいことだと思いますが、必ずしも分筆しなければならないというものではありません。なお、市で分筆を行うことは出来ません。

Q13：本要綱の協議窓口は何処ですか？

A13：まちづくり局 建築審査課で協議を行うこととなります。

後退用地等の境界及び舗装整備に係る承諾書（私道用）

（申請場所・建築主等氏名）

川崎市川崎区〇〇町123-1・川崎 一郎 申請に係る狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）

（第2号様式）の添付図書で定める配置図に記載されているとおり、法第42条第2項に規定する道路の境界（中心線及び後退線）及び申請者が申請した後退用地等の舗装等の整備については、異議ありません。

また、申請場所の舗装等の整備に伴って生じる、隣接地への擦り付け舗装等を行うことに異議ありません。

なお、舗装整備完了後、建築主等が設置した中心杭及び後退杭等の維持保全に努めていきます。

令和3年 3月 1日

ア	イ	ウ	エ
舗装する後退用地等に関する権利の対象となる物件	アの欄の土地、建築物の所在地	権利の種別	権利者の住所・氏名
土地、建物	川崎市川崎区〇〇町123-2	所有権	川崎市川崎区〇〇町123-2 中原 太郎
土地	川崎市川崎区〇〇町123-3	所有権	横浜市鶴見区〇〇3210-89 高津 幸子、高津 二郎
建物	川崎市川崎区〇〇町123-3	所有権	川崎市川崎区〇〇町123-3 宮前 麻生
土地、建物	川崎市川崎区〇〇町123-4	所有権	川崎市多摩区〇〇3-4-5 多摩 三郎
備考	別紙あり		

- 注1 添付図書 狭あい道路拡幅整備協議申出書（私道用）（第2号様式）の添付図書で定める配置図（中心杭及び後退杭等から既存境界杭等及び側溝等までの距離を記入してください。）
- 2 承諾書が必要な関係権利者の範囲は、申請する後退用地及びその後退線から反対側までの幅員4mの道路敷、並びに、その隣接地の土地及び建物の所有者等です。また、隅切用地の舗装整備をする場合には、当該用地及びその隣接地の土地及び建物の所有者等も含まれます。
- 3 アの欄には、土地又は建築物の別を記入して下さい。
- 4 イの欄には、公図に記載されている地番を記入して下さい。
- 5 ウの欄には、権利の種別（所有権、賃借権等）を記入して下さい。
- 6 エの欄の権利者の氏名の記載は、必ず自署で行って下さい。
- 7 本承諾書は、複数人で利用しても、1名で利用してもどちらでも構いません。
- 8 提出部数は、1部です。

◎「狭あい道路拡幅整備要綱」・申請パターン別に必要な「様式と部数」

R5.11

申請パターン			協議・ 杭支給	寄附申請	舗装申出	非課税申告
現道 公道	寄附あり	市が舗装 を行う	1号様式 (3部)	3号様式 (4部)	4号様式 (1部)	7号様式 (1部) (※申請時 は不要)
		市が舗装 を行わない (※自主整備 が必要)	1号様式 (2部)	3号様式 (4部)	×	×
	寄附無し	市が舗装 を行う	1号様式 (2部)	×	4号様式 (1部)	7号様式 (1部) (※申請時 は不要)
		市が舗装 を行わない	1号様式 (1部)	×	×	×
現道 私道	寄附無し	市が舗装 を行う	2号様式 (2部)	×	5号様式 6号様式 (各1部)	7号様式 (1部) (※申請時 は不要)
		市が舗装 を行わない	2号様式 (1部)	×	×	×

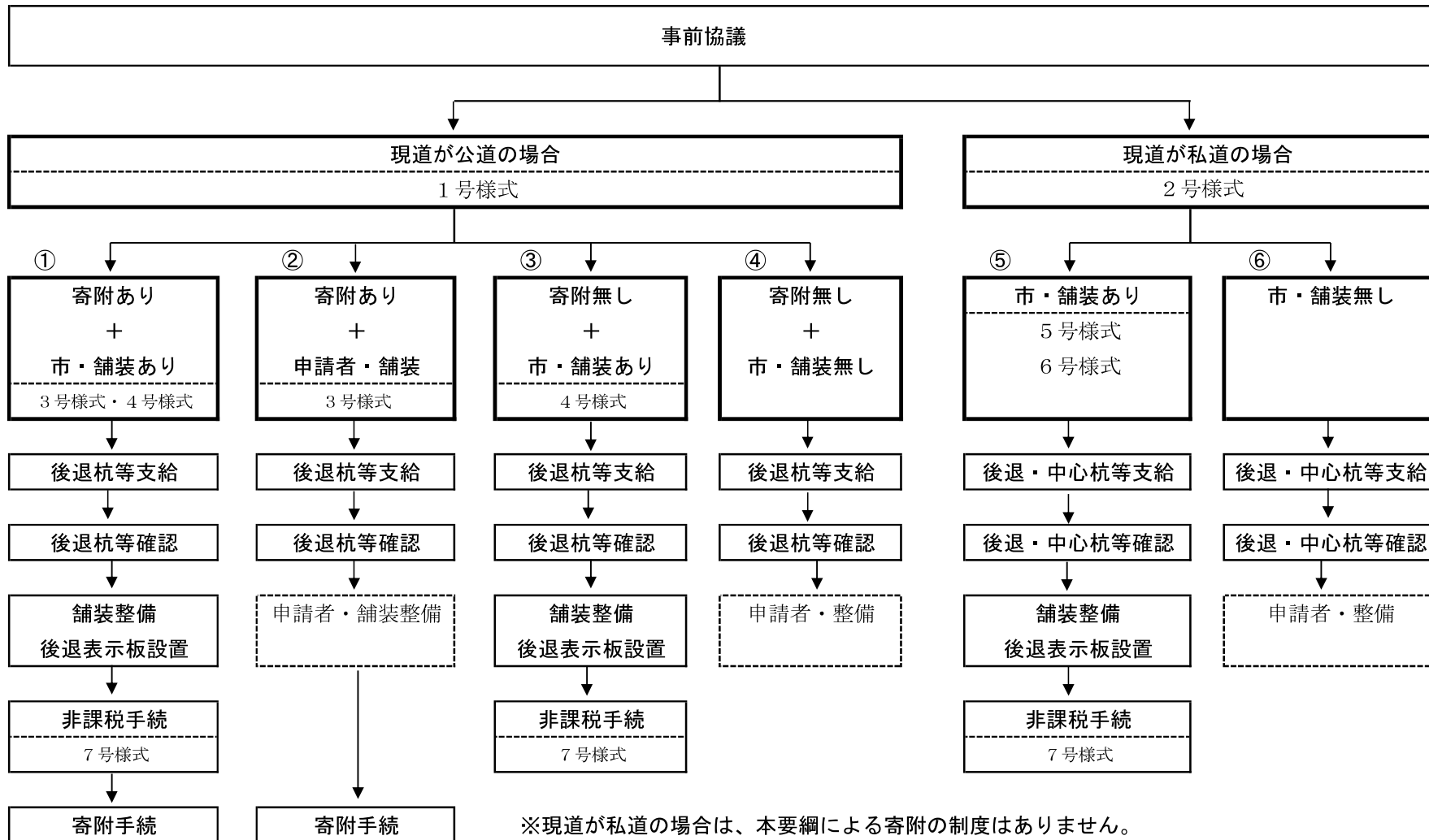
※現道が私道の場合は、本要綱による寄附の制度はありません。

※現道が私道の場合の舗装整備には、「関係権利者全員の承諾書」(6号様式)が必要です。

※本要綱において、非課税申告(7号様式)は、「市で舗装整備した場合のみ」提出することが出来ます。

◎ 「狭あい道路拡幅整備要綱」 ・ 申請パターン別の「フローチャート」

H31.4



※現道が私道の場合は、本要綱による寄附の制度はありません。

※現道が私道の場合の舗装整備には、「関係権利者全員の承諾書」（6号様式）が必要です。

※本要綱において、非課税申告（7号様式）は、「市で舗装整備した場合のみ」提出することが出来ます。